

令和4年第8回坂町議会臨時会

会 議 録

1. 招 集 年 月 日 令和4年7月1日（金）

2. 招 集 の 場 所 坂町議会議場

3. 開 会（開 議） 令和4年7月1日（金）

~~~~~○~~~~~

4. 出席議員（12名）

|                |                   |
|----------------|-------------------|
| 1番 向 田 清 一 君   | 2番 安 竹 正 君        |
| 3番 光 岡 美 里 君   | 4番 主 枝 幸 子 君      |
| 5番 奥 村 富 士 雄 君 | 6番 柚 木 喬 君        |
| 7番 出 下 孝 君     | 8番 瀧 野 純 敏 君      |
| 9番 大 田 直 樹 君   | 10番 中 雅 洋 君       |
| 11番 中 川 ゆかり 君  | 12番 川 本 英 輔 君（議長） |

~~~~~○~~~~~

5. 欠席議員

な し

~~~~~○~~~~~

6. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

|         |           |
|---------|-----------|
| 町 長     | 吉 田 隆 行 君 |
| 副 町 長   | 岡 村 恒 君   |
| 技 監     | 鈴 木 晃 君   |
| 総 務 部 長 | 車 地 孝 幸 君 |
| 総 務 課 長 | 西 谷 伸 治 君 |
| 企画財政課長  | 山 本 保 君   |
| 産業建設課長  | 三 戸 浩 司 君 |

~~~~~○~~~~~

7. 本議会に職務のため出席した者の職氏名

| | |
|--------|-----------|
| 議会事務局長 | 西 谷 信 樹 君 |
| 主 事 | 梶 谷 政 博 君 |


~~~~~〇~~~~~

○議長（川本英輔議員） 町長から特に発言を求められておりますので、発言を許します。

吉田町長。

○町長（吉田隆行君） 皆さん、おはようございます。令和4年第8回坂町議会臨時会が開催されるに当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

皆様方におかれましては、御多忙の中を御出席をいただきまして、厚くお礼を申し上げます。

このたびの臨時会では、2件の案件について御審議をお願いをいたすものでございます。案件の内容につきましては、後ほど説明をさせていただきたいと存じます。何とぞよろしく御審議をくださいまして、御承認を賜りますようお願いを申し上げます。開会の御挨拶とさせていただきます。

よろしくお願いたします。

○議長（川本英輔議員） これより、議事に入ります。

日程第1「会議録署名議員の指名」を行います。

会議録署名議員には、坂町議会会議規則第125条の規定により、議長において、1番向田清一議員、2番安竹 正議員、3番光岡美里議員を指名いたします。

日程第2「会期の決定」を議題にします。

お諮りします。

本臨時会の会期は、本日1日にしたいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」という者あり）

○議長（川本英輔議員） 異議なし、と認めます。

よって、会期は本日1日に決定をいたしました。

日程第3 議案第46号「（仮称）町道植田水尻側道線の設置に伴う工事等に関する令和4年度契約の締結について」を議題にします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

吉田町長。

○町長（吉田隆行君） 議案第46号「（仮称）町道植田水尻側道線の設置に伴う工事等に関する令和4年度契約の締結について」御説明を申し上げます。

本案件は、西日本高速道路株式会社中国支社に委託をしている（仮称）町道植田水尻側道線の建設工事等につきまして、（仮称）町道植田水尻側道線の設置に関する工事等細目協定第7条第1項の規定に基づき、令和4年度契約を締結をするに当たり、議会の議決を求めるものでございます。

令和4年度の工事等委託料は2億7,437万979円でございます。

概要につきましては、産業建設課長から説明をさせますので、よろしく願いをいたします。

○議長（川本英輔議員） 三戸産業建設課長。

○産業建設課長（三戸浩司君） （仮称）町道植田水尻側道線に係る工事等の契約について御説明いたします。

（仮称）町道植田水尻側道線は、広島呉道路ののり面小段部を拡幅して設置するため、関連する部分の建設工事等については、西日本高速道路株式会社中国支社に委託し、整備することとしており、令和3年4月1日に基本協定、同月27日に設計等細目協定、同年6月3日に工事等細目協定を締結し、事業を進めています。

このたび、工事細目協定第7条に基づき、令和4年度契約を締結することとしたものでございます。

令和4年度の工事箇所については、A3横の参考資料1を御覧ください。

水色と赤の部分が令和4年度に施工する区間になります。そのうち赤色の部分が（仮称）町道植田水尻側道線となります。

施工内容は延長170メートル、掘削土工約1,500立米、軽量盛土約2,200立米、仮設附帯工約340メートルです。

なお、工事の施工期間は令和5年3月31日までとし、工事等委託費用は2億7,437万979円となっております。

以上で、（仮称）町道植田水尻側道線設置に伴う工事等に関する令和4年度契約の締結についての説明を終わります。

○議長（川本英輔議員） これより、質疑に入ります。

質疑はありますか。

瀧野議員。

○8番（瀧野純敏議員） これ、今、お聞きしたんですけど、この5年の3月31日が完成いうんだけど、これはその1年間でできるんですか。

それから、もしかこれ、今の時期、どこも坂町の工事は遅れとるのに、遅れたときの延滞金とかなんかはあるのかどうか、その辺を聞かせてください。

○議長（川本英輔議員） 三戸産業建設課長。

○産業建設課長（三戸浩司君） 契約を締結した区間については、契約期間内に終わるというふうに伺っております。

委託金については、ちょっと今のところ手持ちの資料がないので、確認はちょっとできません。

~~~~~○~~~~~

○議長（川本英輔議員） 暫時休憩いたします。

（休憩 午前10時08分）

（再開 午前10時09分）

○議長（川本英輔議員） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

~~~~~○~~~~~

○議長（川本英輔議員） 三戸課長。

○産業建設課長（三戸浩司君） お答えします。

全体事業費がNEXC O西日本高速道路株式会社に委託する約700メートル区間が令和4年、令和5年、令和6年の3年間で9億9,787万円を想定しております。令和4年度が先ほど申しました2億7,437万円で、次、令和5年度で3億5千万円、令和6年度で3億7,350万円というふうに、3年度でまたがって施工を考えております。ですから、3年間トータルでの工事完了と考えていただければと思います。その中で、工事細目協定の中で令和5年3月31日までを第1期工事のような形で施工し、西日本高速道路株式会社さんに委託して施工を考えております。

以上でございます。

○議長（川本英輔議員） ほかにありませんか。

中議員。

○10番（中 雅洋議員） ちょっと長さのほうは確認できたんですが、幅員ですね、これ、3年でやっていくと。今できておる植田までの側道線、歩道を取ると、結構、4メートルぐらいあるのかな、でも歩道を取ると、離合がしんどうなるような感じ。その辺でちょっとお聞きしたいのは、歩道を取ってもしっかり離合ができるような側道になるように計画しておるのか、要は幅員も含めてその辺をお聞きします。

○議長（川本英輔議員） 三戸課長。

○産業建設課長（三戸浩司君） 基本的な幅員は約6メートル80でございますが、車道の通るところを2メートル、2メートルと想定し、保護路肩ということで、1メートルから1メートル50センチ確保するようには考えております。

以上です。

○議長（川本英輔議員） 中議員。

○10番（中 雅洋議員） あと、以前、ちょっと聞いたような気がするんですが、水尻に行く、この図面上でぐるっと回る手前ぐらいいまでかね、NEXCO西日本が工事するのは。その間に、これ見よつたら、ちょっとよう分かりにくいんですが、トンネルというのが何か所かやるんですかね。そういう計画になつとるんですか。

○議長（川本英輔議員） 三戸課長。

○産業建設課長（三戸浩司君） お答えします。

トンネルの施工区間はありません。

以上でございます。

○議長（川本英輔議員） 中議員。

○10番（中 雅洋議員） 今の説明では、全体では3年でやっていくというのが、多分、水尻のぐるっと回る入り口のほうまでですかね。今の予定ではあそこまでをやる。そこから先を坂町がやるというふうに聞いたような気がするんですが、それも1年ぐらいいでやっぱりやっていく、それとも後半の、やっぱり完全にここまでが終わって、それから町が今度は工事を発注してというような流れですか。

○議長（川本英輔議員） 三戸課長。

○産業建設課長（三戸浩司君） 資料に示しております青いブルーの区間を西日本高速道路株式会社に委託しまして、3年間で施工を考えております。

赤色の部分は町の施工として、すみません、資料をちょっと間違えておりました。

植田水尻側道線の西日本高速道路株式会社が管理する道路に並走する区間については3年程度で施工を考えており、そこから水尻地区のほうに向けて下る道路については、今現在、設計中でございます。設計内容からすると、複数年はかかる事業であるというふうに、今、考えております。

詳細に何年かかるかというのは、今のところ、事業費がはじけてないのでお答えはできません。

以上でございます。

○議長（川本英輔議員） ほかにありませんか。

大田議員。

○9番（大田直樹議員） ちょっと確認なのですが、これは10分の10坂町とか、県が何ぼとか、国とかそういった割合みたいなのがあれば教えてください。

○議長（川本英輔議員） 三戸課長。

○産業建設課長（三戸浩司君） 事業費の2分の1が国でございます。残りの2分の1は基金を充てるように考えております。

以上でございます。

○議長（川本英輔議員） ほかにありませんか。

（「質疑なし」という者あり）

○議長（川本英輔議員） 質疑なし、と認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

続いて、討論に入ります。

討論はありませんか。

（「討論なし」という者あり）

○議長（川本英輔議員） 討論なし、と認めます。

これをもって、討論を終結いたします。

~~~~~○~~~~~

○議長（川本英輔議員） これより、議案第46号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに、賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

○議長（川本英輔議員） 挙手全員です。

議案第46号は原案のとおり可決されました。

~~~~~○~~~~~

○議長（川本英輔議員） 日程第4 議案第47号「令和4年度一般会計補正予算（第4号）」を議題にします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

吉田町長。

○町長（吉田隆行君） 議案第47号「令和4年度坂町一般会計補正予算（第4号）」

について御説明を申し上げます。

今回の補正は、ベイサイドビーチ坂の維持管理に要する経費につきまして補正計上を行ったもので、既定の予算総額に856万5千円を追加し、歳入歳出予算の総額を69億2,851万5千円といたすものでございます。

それでは、歳入歳出予算につきまして御説明を申し上げます。

まず、9ページの歳入で、使用料及び手数料、土木使用料では、駐車場使用料及び親水公園緑地使用料を計上いたし、県支出金、土木費委託金では、ベイサイドビーチ坂港湾管理事務を計上いたしました。

次に、歳出で、10ページの土木費、ベイサイドビーチ坂費では、ベイサイドビーチ坂の維持管理に要する経費を計上いたしました。

御審議のほど、よろしく願いをいたします。

○議長（川本英輔議員） これより、質疑に入ります。

質疑はありますか。

柚木議員。

○6番（柚木 喬議員） 9ページ、お願いします。

まず、駐車場使用料は従来630円、これ、現状維持でこういうふうな予算を盛られているんですか。

○議長（川本英輔議員） 鈴木技監。

○技監（鈴木 晃君） お答えします。

例年と変わらない、たしか620円だったと思いますが、30円ですかね、例年と同じ費用で計上させてもらっています。

○議長（川本英輔議員） 奥村議員。

○5番（奥村富士雄議員） 維持管理について、これは年度中途からということになるので、基本的には何月何日から来年の3月31日なら、そうすると、例えば来年度になると、今度は1年間というような格好になりますよね。その期間はいつからなんですか。

○議長（川本英輔議員） 鈴木技監。

○技監（鈴木 晃君） お答えします。

今、7月7日から坂町が受けるようになっております。当然、7月7日からの交付金になっておりますし、来年は1年間の状態で県から交付金を頂くようになります。

以上です。

○議長（川本英輔議員） 柚木議員。

○6番（柚木 喬議員） ちょっと親水公園の、ごめんなさい、9ページですね、親水公園の緑地使用料というのは、いわゆる売店の2店舗分だと思われるんですが、これはまさに土地使用料8万円いう内容をちょっと説明ください。

○議長（川本英輔議員） 鈴木技監。

○技監（鈴木 晃君） おっしゃるとおり、夏の期間の売店の使用料、あるいはコインロッカーでありますとか、自動販売機を設置しておりますので、その土地の使用料ということになります。

以上です。

○議長（川本英輔議員） 柚木議員。

○6番（柚木 喬議員） これは建物使用料とは違うんですか。

○議長（川本英輔議員） 鈴木技監。

○技監（鈴木 晃君） 建物使用料とはまた別物で、建物というのは物販施設等の、それとはまた違います。まだ物販施設はできてはおりませんので、それとはまた違います。

○議長（川本英輔議員） 奥村議員。

○5番（奥村富士雄議員） 坂町が7月7日から管理するという事なんですが、いわゆる海水浴のシーズンですよね。これの期間の設定とか、そういったものも坂町が独断でできるのか、あるいは県と相談しながらできるのかということで、今年度については、何月何日から何月何日までが海水浴になるかというのをお願いします。

○議長（川本英輔議員） 鈴木技監。

○技監（鈴木 晃君） 海水浴の海開きの期間につきましては、当然県と協議して決めるようになっておりますが、今年度につきましては、7月16日から8月21日を海開きの期間というふうにしております。

以上です。

○議長（川本英輔議員） 大田議員。

○9番（大田直樹議員） 今、お聞きすると、2店舗分ということで、先日、キッチンカーのことをお話ししました。そしたら、いずれはみたいな、検討しなくちゃみたいな、いずれでなくて、もう即にいうふうなことを私は申し上げたと思うんですが、キッ

ンカー出したいという業者がいて、商工会に頼んでおるんだというふうなことを聞いたんですが、やはりそういうふうに出したいという方がいるわけですよ、実際問題。それをいずれいうふうなんでなくて、もうこういうふうなあれが稼働するのであれば、そういうふうないずれでなくて、私はそのときに、もう先に検討して、今回はまだとか、はっきりさせたほうがいいんじゃないかと思うんですが、そこらあたりは口だけの検討だったのか、机上に上がったのかどうか、そこらあたりをお聞きします。

○議長（川本英輔議員） 鈴木技監。

○技監（鈴木 晃君） キッチンカーのお話は、私のほうにお話ができれば検討いたしますが、今のところ、私どものほうにはお話は入っておりませんので、そこはまた来られたら、ちょっとどうするかというのは考えるべきだと思っております。

以上です。

○議長（川本英輔議員） 大田議員。

○9番（大田直樹議員） それは当たり前。それは、商工会とか、社会福祉協議会とか、そういったところを通してきてくださいという話になるのでしょうか。じかに来られても対応できるのでしょうか。

○議長（川本英輔議員） 鈴木技監。

○技監（鈴木 晃君） 基本的には、やはり商工会でありますとか、社会福祉協議会を通して来ていただければと思っております。

以上です。

○議長（川本英輔議員） ほかにありませんか。

瀧野議員。

○8番（瀧野純敏議員） 10ページのこの補正額の財源内訳の中で、その他で362万6千円上がるとるんですけど、これは駐車料金と親水公園の費用で賄えるんだろうと思うんだけど、賄えると、これ、確実にこれだけ入ってくるんですか。それはどこからどうやって入るのかをお聞かせください。

○議長（川本英輔議員） 鈴木技監。

○技監（鈴木 晃君） この駐車料の収入につきましては、過去の実績を基に計上しておりますので、今回は令和2年、3年、コロナ禍で期間を短くしたときの収入料金を基に県から頂くようになっておりますので、基本的には今年もコロナ禍の中で海開き期間を短くしてますので、収入はあるというふうに思っております。

以上です。

○議長（川本英輔議員） 中議員。

○10番（中 雅洋議員） ちょっと今の9ページのところ、駐車場使用料、親水公園緑地使用料、こうあるんですが、土木委託金として県から入る。この費用、恐らく土木使用料、今、駐車場とか親水公園のほう、プラマイで動くと思うんですよ。余れば坂町がもらって、足らんじゃ県にもらうとか、どういう契約なんですか、これは。費用的なプラマイに対する、それをお聞きします。

○議長（川本英輔議員） 鈴木技監。

○技監（鈴木 晃君） 当然、見込額ですので、増減はあろうかと思いますが、もし不足、要は何かの事情でこれだけの収入がない場合につきましては、県のほうと協議させていただきまして、交付金の額を変更していただくような覚書を結ぶように考えております。

以上です。

○議長（川本英輔議員） 中議員。

○10番（中 雅洋議員） 足りない場合は県と話をしてもらおうと。余った場合は、うちがするんじゃけん、社協に回すとか、そんなあれですか。それも話しするん。多分、思ったよりえっと入ったねというとき、どんなあれでしょうか。

○議長（川本英輔議員） 鈴木技監。

○技監（鈴木 晃君） 思ったより余計入った場合には、来年の交付金に回すようになります。

以上です。

○議長（川本英輔議員） 中議員。

○10番（中 雅洋議員） もう一点だけ。

坂町が管理するのは海と駐車場と親水公園と駐車場のエリアと。ちょっと全体で大きく見たときに、例えば県のほうとどういう話なんか分からんのですが、責任の所在、例えば人命的な事故が仮に起きたとします、海水浴場ですからね。でっかい人がえっと集まる。その辺の責任のほうは、要は大きいのは裁判になったりしますから、そういうところは当然どういうふうにも、県が出てくるのか、坂町はこのエリアだけじゃから、その辺はちょっと県にするというような話になつとるのかどうか、その辺がちょっと気になったんでお聞きします。

○議長（川本英輔議員） 鈴木技監。

○技監（鈴木 晃君） 坂町が委託を受ける部分は陸域部のみとなりますので、駐車場と親水公園で、海岸、海につきましては、引き続き、県のほうが管理していきますので、海で何かあれば、当然、県のほうの管理というふうになります。

以上です。

○議長（川本英輔議員） ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」という者あり）

○議長（川本英輔議員） 質疑なし、と認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

続いて、討論に入ります。

討論はありませんか。

（「討論なし」という者あり）

○議長（川本英輔議員） 討論なし、と認めます。

これをもって、討論を終結いたします。

~~~~~○~~~~~

○議長（川本英輔議員） これから、議案第47号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに、賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

○議長（川本英輔議員） 挙手全員です。

議案第47号は原案のとおり可決されました。

~~~~~○~~~~~

○議長（川本英輔議員） 以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

最後に、町長から発言を求められております。

吉田町長。

○町長（吉田隆行君） 令和4年第8回坂町臨時議会が閉会されるに当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

本臨時会にお願いをいたしました案件につきましては、いずれも原案のとおり御決定をいただきまして、厚くお礼を申し上げます。

今週、中国地方では異例の早さで梅雨明けとなりました。これから厳しい夏の暑さが続くものと思われませんが、皆様方には御自愛をくださいますとともに、なお一層の

御理解、御協力を賜りますようお願いを申し上げまして、閉会の御挨拶とさせていただきます。

ありがとうございました。

○議長（川本英輔議員） これにて、令和4年第8回坂町議会臨時会を閉会いたします。

御苦労さまでした。

○議会事務局長（西谷信樹君） 皆様、御起立をお願いいたします。

（起立）

○議会事務局長（西谷信樹君） 互礼。

（閉会 午前10時29分）